別記様式第２号（条例第８条第４項／規則第４条）

国・地方公共団体屋外広告物通知書

R７年　１１月　１日

（宛先）
大津市長

通知者　住所　〒５２０－８５７５
滋賀県大津市御陵町３番１号

ふりがな　おおつたろう
氏　名　大津市　都市計画課　課長　大津太郎

受付印

担当者名　大津次郎

連絡先
直通電話番号・内線　077-528-2956　内線４162
メールアドレス　otsu1303@city.otsu.lg.jp

大津市屋外広告物条例第８条第４項の規定により、次のとおり届け出ます。

１屋外広告物の種類	(〇)自家用　(　)非自家用（ 案内図板規制 ・ 相互間距離規制 ・ 規制なし ）

番号	表示内容	種類	地上高	縦	横	面数	表示面積	個数	備考
1	思いやり週間です	広告幕	5m	10m	2m	１面	20㎡	１個	
2	みんなに優しくしましょう	広告旗	1.5m	2m	0.5m	１面	１㎡	10個	
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
１０									

※広告物が 10 を超える場合は、広告物一覧表を別紙にて添付してください。

表示期間は最大３年の範囲で設定するようにしてください。

２表　示　期　間	R７年　１１月　１０日～　R７年１２月９日　（　　年・　１月間）

※裏面にも記載事項があります。

３表　示　場　所	大津市　御陵町３番１号		
４条　例　上　の　地　域　区　分　等	(　)禁止地域　(〇)許可地域（ 第１種 ・ 第２種 ・ 第３種 ） (　)景観保全型広告整備地区（　地区） (　)眺望景観保全地域　（　地域） (　)指定沿道及び沿線地域　（ 鉄道 ・ 新幹線 ・ (　)風致地区（ (　)地区計画（ (　)伝統的建造物群保存地区 (　)歴史的風土保存地区　(　)歴史的風土特別保存地区　(　)自然公園区域		
５建築基準法による工作物の確認	(〇)不要　( )申請済 ( )当課へ申請後に申請予定 ( )未申請	６道路法による道路占用許可	(〇)不要　( )申請済 ( )申請中 ( )未申請
７管　理　者	住　所 氏　名 連絡先	〒申請者と同じ	
	所持する資　格	(　)屋外広告士　(　)講習会修了者 (　)職業訓練指導員免許所持者　(　)技能検定合格者 (　)職業訓練修了者　(〇)資格なし	
８工　事　施　行　者	住　所 氏　名 連絡先	〒５２０－〇〇〇〇　滋賀県大津市〇〇町〇丁目〇番△号 株式会社　〇〇広告　広告　太郎 ０７７－５２０－００００	
	本市における屋外広告業の登録番号	大津市屋外広告登録第　９９９９　号	
	登録有効期間	Ｒ１２年　１２月　２７日まで有効	
	番号	備考	
	号		

市ホームページの「MyTown おおつ」で屋外広告物規制図を確認してください

広告物を設置する業者は、大津市の屋外広告業の登録を受けている必要があります。本市で登録されている業者はホームページで掲載しています

ること。

(1)　設置する場所を示す地図（位置図）

(2)　土地又は建築物等との関係を明らかにした図（配置図）

(3)　色彩（マンセル値）及び意匠を明らかにした図（意匠図）

(4)　形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書（構造図）

(5)　周囲の状況が分かるカラー写真（申請の日前 30 日以内に撮影した写真で、撮影年月日が記入されたもの）

(6)　第２次大津市景観計画で定める眺望景観保全地域及び対岸眺望景観保全地域において、屋上広告物を表示し、又は設置する場合で、その高さが地上から 31 メートルを超えるときには、同計画で定める眺望景観保全地域にあっては重要眺望点からの、又、対岸眺望景観保全地域にあっては対岸重要眺望点からのカラーシュミレーション写真等

２　当該広告物を継続して表示する場合にあっては、次の書類を提出すること。

(1)　当通知書

(2)　広告物の現状が分かるカラー写真（届出の日前 30 日以内に撮影した写真で、撮影年月日が記入されたもの）

(3)　管理者が作成した屋外広告物安全点検調書

３　当該広告物を除却した場合は、屋外広告物除却届（別記様式第８号）を提出すること。

４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

５　該当する( )内に丸印又はレ点を付すか、自由記入すること。